

議会運営委員会

平成26年5月27日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○飯高 昭二	小林 誠
伴 吉晴	小野 隆雄	辻 善次
中西議長		

2. 欠席委員

嶋田 善行

3. 理事者出席者

総務部長 乾 善亮

4. 会議の書記

議会事務局長 寺田 良信 同係長 大塚 美季

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、小林委員

委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、嶋田委員から欠席の連絡を受けています。

年度が変わりまして、新しいメンバーでの議会運営委員会となりまして、私、本年度委員長を務めさせていただきます。副委員長とともに、頑張らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最初に本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員に、飯高委員、小林委員を指名いたします。両委員にはよろしくお願ひいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございます。レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず初めに、協議事項（1）平成26年第2回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

会期日程につきましては、3月19日の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、6月2日月曜日から6月19日木曜日までの会期18日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成26年第2回斑鳩町議会定例会は、6月2日月曜日から6月19日木曜日までの会期18日間ということで決定をさせていただきます。

次に、②の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表を合わせてご覧いただきたいと思います。日程順に確認をしていきたいと思います。まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとした

します。次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受けることにしたいと思います。次に、各議案の取扱いですが、付託先などについて確認をしたいと思います。まず、日程6、議案第17号、斑鳩町協働のまちづくり条例については、総務常任委員会へ付託。日程7、議案第18号、斑鳩町職員の配偶者同行休業に関する条例についても、総務常任委員会に付託。日程8、議案第19号、斑鳩町精神障害者医療費助成条例については、厚生常任委員会に付託。日程9、議案第20号、斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程10、議案第21号、平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についても、総務常任委員会に付託。日程11、議案第22号、平成25年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、水道決算に伴うものですので、水道決算審査特別委員会に付託したいと思います。

なお、この水道決算審査特別委員会につきましては、既に各委員会で委員の選出をしていただいているところですが、本会議初日に本案を議題として取り上げ、総括質疑を行った後、委員会条例第5条の規定に基づき委員7名の水道決算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第7条第4項の規定に基づき議長から特別委員を指名していただくことにしたいと思います。

次に、日程12、議案第23号、平成26年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結については、建設水道常任委員会に付託。次に、日程13、承認第1号、町長専決処分について承認を求めるについて（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）、日程14、承認第2号、町長専決処分について承認を求めるについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、日程15、承認第3号、町長専決処分について承認を求めるについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、日程16、承認第4号、町長専決処分について承認を求めるについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、日程17、承認第5号、町長専決処分について承認を求めるについて（平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）については、町長専決処分

に係る承認案件ですので、これまでの慣例により委員会付託を省略し、初日に即決したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

承認第1号から承認第5号につきましては、初日の本会議で、その承認について諮っていただくこととします。

次に、日程18、認定第2号、町道の一部廃止については、建設水道常任委員会に付託いたします。日程19、認定第3号、平成25年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、先ほどの水道決算審査特別委員会に付託いたします。

次に、日程20、推薦第1号、斑鳩町農業委員会委員の推薦についてですが、現農業委員の任期は、本年7月19日までとなっております。よって、新たに委員を推薦する必要がございますので、初日の全員協議会で皆さんにご希望をお聞きし、2名の方を決定いたしまして、初日の本会議で諮っていただくことにしたいと思いますが、委員皆さんのはうで何かご意見がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 小野委員。

小野委員 今度は農業委員さんの任期満了に伴う議会ですので、そのような取扱いで結構やと思うんですがね、もし、現農業委員さんと同じ委員さんがなる場合も考えられますけど、その場合はどのように考えておられるんですか。

委員長 寺田議会事務局長。

議会事務局長 任期が7月19日で満了になりますので、それも同じ前任のお2人の方がなられても、それは構いません。ただ、今まででしたら手続き上辞職願を出して、任期がありますので、そういう形になっていますが、今回はそういう形で結構でございます。

小野委員 いつもでしたらね、そういうケースがあるので追加日程としてね、最終日にあげていたの、今回はもう当初からこれが必要だということで出してはいるということで、皆さんにそういう認識で持ってもらってね。普通のときでしたら、同じ方が推薦される可能性ありますので、もしそうなればもうこの議案はあげる必要なくなってくる。それで、変わられた場合は追加日程としてということでやっていきますのでね、今後もそういう点だけちょっと皆さん認識を同じようにしておいてもらいたいなと、そのように思ってちょっと質問しました。

委員長 ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。

(なし)

委員長 それでしたら、農業委員の推薦については、初日の全員協議会で議員皆さまからご希望をお聞きして2名の方を決定いたしまして、初日の本会議でお諮りいただくということで確認をしておきたいと思います。

次に、日程21、報告第3号から、日程25、報告第7号までの5件の報告については、報告案件ですので、これまでの例により本会議初日に報告を受けることにしたいと思います。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては以上のとおりですが、ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
議長には、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしていただきますようお願いをいたします。
ここで、初日に即決となります承認第1号から承認第5号について、

討論の確認をさせていただきたいと思います。

皆さんの中で討論等を予定されている方、あるいはまた、討論の予定があると聞かれている議案がございましたら、議長次第にもかかわってきますので、あらかじめお聞かせをいただけたらと思いますが、ございますでしょうか。

(な し)

委員長 そうしましたら、今現在のところでは討論の予定はないものと確認をしておきます。

なお、もし討論になる場合につきましては、賛否の討論者は従来どおりそれぞれ1名とすることで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで確認をしておきます。

初日の町長提案に係る議案の取扱いについては、以上で終わります。

続きまして、(2)陳情書等の取扱いについてを議題といたします。

これまで4件の陳情書・要望書の提出を受けております。この取扱いについてご協議いただきたいと思います。

まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いします。 寺田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、これまで提出を受けました4件の陳情書・要望書について、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

まず、「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」採択に関する陳情書ですが、先月の4月25日に奈良弁護士会会长の中西達也氏から郵送で送られてきたものでございます。陳情書の主旨は、平成25年12月6日に制定をされた特定秘密の保護に関する法律は、国民の

知る権利を侵害するもので、罪刑法定主義に反し、国民のプライバシー、思想、信条の自由を侵害する危険を有しており、政府に対して特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書を提出するよう要望されているものでございます。

次に、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情書と、次の地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する決議を求める陳情書でございます。これは、福岡県行橋市市会議員小坪慎也氏から郵送で送られてまいりまして、5月12日に受付をしたものでございます。この2件の陳情書はほぼ同様の内容となっておりまして、職場における公務員の政党機関紙各紙の購読状況、勧誘の実体について調査を求めているものでございます。

次に、子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し窓口無料とすることを県に求める意見書提出の要望書でございます。去る5月16日に、新日本婦人の会斑鳩支部の代表者天川佐江子氏が議会事務局にお越しになり提出されたものでございます。内容につきましては、要望書の一番下に記載されていますように、奈良県としても通院も中学卒業まで助成を拡大し、窓口無料の制度とするよう、奈良県に対して意見書の提出を要望されているものでございます。以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、それぞれ1つ1つにつきまして、委員会付託をどうすべきかということも含めて、できたらご意見をいただきたいと思いますが、まず、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書採択に関する陳情書について、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

伴委員。

伴委員 私、これ、目通させていただいていまして、昨年末に、これ、制定されたと、国のはうで。これ、今の状況からいきますとやっぱり、推移を見守っていかなあかん時期じゃないかなと、私自身は思っておりますので、これはもう配布でいいんじゃないかと私は思っております。

委員長	辻委員。
辻委員	私も今、伴委員言わはるようすに、まだ制定されて日も浅いということです、今後のやっぱり推移を見ていくという中で、配布にとどめていただくほうがええのかなという。
委員長	ほかにご意見ございませんか。 小林委員。
小林委員	制定されて日が浅いんですけど、議論された過程にいろいろな問題があるんじゃないかなという意見も多数ありますのでね、一度、斑鳩町議会としてもどういうふうに考えていくのか、総務のほうに付託してもいいのかなというふうに、私は思います。
委員長	ほかの委員さん。 小野委員。
小野委員	伴委員と同じような意見、推移見るということで、小林委員もおっしゃっていることも正しいのかな。また、まして小林委員は総務委員長ですね、そういうような地位。委員会に付託して審議して、その結果どうするかということも、そういう過程も必要なのかなと思いますが、先ほどの2人の委員さんからもおっしゃっているように、制定されて間もない、もうちょっと推移見たらいいん違うかなと。それでも、まあこれを配布も何もしないでそのまま置いておくんじゃなくて、議員さんに、皆さんに配布ということもしていただきますので、配布された中で、先ほど小林委員がおっしゃっているような形で、議員提案の道もありますので、そうされることも1つの方法かなと思います。総務委員会に配布して議論するということも、まだ今の段階では別にいいんじゃないかなと、そのように思いますので、配布ということで進めてもらえたならありがたいなと思います。
委員長	配布でよろしいですか。小林委員、一応3名の方から配布というご意

見、ございましたけども、そういう方向で進めさせてもらってもいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 委員さん多数の声が配布ということなので、配布ということでまとめさせていただこうと思います。私個人としては、付託して審議すべきかなというふうには思っていますが、委員長としては配布ということでまとめさせていただきたいと思います。

そうしましたら、次ですね、2点目と3点目については、内容についても同じものですので、一括で取り扱って皆さんのご意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。 伴委員。

伴委員 すみませんねけど、これ、ちょっとね、委員長もかかわっておられるといいますが、その政党に属されているあれですので、ちょっと委員長の考え、ちょっと教えていただければと思つたるねんけど、よろしいですか。

委員長 こういふうに調査をしてほしいということで来ていますけども、この調査をするっていうこと自体に、私、非常に問題があるなあというふうに思っていました、職員さんがその政党の機関紙を読むか読まないかっていうのは個人の自由ですし、それを読んでいることを調査するっていうのが、大阪の橋下さんがやられたような憲法違反の思想調査に当たってしまうんじゃないかなというふうに思うんです。そういうことを、例えば自治体とか国のほうが行うということを、例えばこここの議会で決議してあげていくというような行為が果たしてふさわしいのかどうかという点で考えますと、私はちょっとこれは、私自身ですよ、問題があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、私自身はできたら配布にとどめていただいて、議員の皆さんに見ていただいて、それからまあ、こういう形がいいのかどうかってね、議論いただければなと。ちょっとやはり慎重に扱うべきかなというふうには思っています。

今まで答えになりましたでしょうか。 伴委員。

伴委員 今の話を聞いて、確かにそういう見方っていうのは、確かに思想良心の自由というのに。 1つ、すみません、委員長にばっかり質問させてもらって申しわけないねけど、強要というようなことは絶対にないというように、それははっきり言ういただけますな。ちょっとそれだけ、これ考えるに当たって非常に大きな部分ですので、申しわけございませんが、ちょっとお願ひします。

委員長 私ども、政党の機関紙を職員さんに読んでいただくに当たっては、私どもの考えも知っていたいた上でいろいろ中立の立場を保っていたいきたいということで思っています、そういうことからも必ず強制をするという、あと威圧的に職員さんに無理やりとらすとか、いう姿勢は絶対とらないようにということをさせていただいております。

それで、もう1つ言いますと、勤務時間中には配布、集金はしないようについて、時間外に、今、させていただいている。

伴委員。

伴委員 そうやってはっきりそういうふうに答えておられるんやったら、私は配布でええんちゃうかなと思います。

委員長 辻委員。

辻委員 私も以前職員のときは購読はさせていただいておりまして、そのときはもうやっぱり自宅に置いてくださいと、自宅配布でお願いしますと。職場に持ってきて机に置いてあつたら、ちょっとなかなか、また一般の方も来られます。そういうお願いをしたことがあります。せやけどここに書いてあるように、強制ではないということでもありますし、それであつて、職員さんの任意やっていうて、その辺もあるから、調査したら、いろいろありますよってね、職員さんもいろいろ考えありますよって、その辺がちょっと難しいのかなということありますので、一応配布とい

う中で、またそのとき委員長のほうから、先ほどの強制では絶対ないですよという経緯もちょっとこう言いながら配布したという委員長報告してもうたらなという感じはしますねんで。その辺もちょっと含めて、またお願ひしたいと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 確かに見た目にいろいろなこういうことが出てくるというんですかね、こういううがった考え方で議会へね、調査依頼とかね、そういうことになってくるような事態がこちらではあるんだと思うんです。斑鳩町ではそういうことは、私はないと信じていますし、今委員長が、共産党員としての立場での説明ということを聞いていますしね、伴委員がおっしゃっているように、できればそういうことを皆さんにきちっと。それがまあ、調査した結果ですからね。実態がどうなのか、その政党の議員としてのね、姿勢を明確にしてもらいたいなど。

できることなら議員がこの政党のするのでなくて、やっぱり党員の方にね、職員の方に見ようという方がおられたらね、接触してもらうのが、私はいいんかなと思うんですが、それはやっぱり議員が集金したりしなければいけない活動になっているんですかね。今度は副委員長にも公明党の委員さんやけど、公明党、以前新聞の話もあったときにね、議員さんは何も言わはらへんし、そこらのその周辺の党員さんとか担当の方が走るね、そういう形でね、やはりこんなこと言うたらちょっと語弊あると思うねんけど、議員さんがね、職場で議員という形で新聞をね、集金したりするのはね、あまり見た目に良くないと思うんですよ。だからそこらやっぱり斑鳩町の党員の議員さん2人おられますから、そういうことを自粛してもらいたいし、それができないというんやつたらね、ちょっとやっぱりいろいろ議論もさせてもらいたいなとは思うんですけどね、

そういう形でしか、議員さんがやはりこの職員のところに。どこかの会社なんかでね、議員さん行っておられるの、これは問題ないんです。やっぱり議員という立場と自治体の職員という、その見た目に、それらのこともちよつと配慮してもらえたらありがたいと思うんですけど、そ

の点はどうなんですかね。今やったら議員さんが集めてはるの。そこらは改善できるんですかね。

委員長 今、配布と集金を議員がやっている分もあります。自宅でっていうふうにおっしゃっていただいているのについては、自宅でしていただいていますね。ちょっとまあ、そうしなければならないということはないんですけど、体制的になかなかまあしんどいっていうのがもう1つの理由。

小野委員 休憩してもらって言うたほうがええのかわからんねけどね、やはりね、議員がね、誤解を受けないような、誤解から、私はもうはつきり言って誤解からこれきているんやと思います。いろいろな意味のことですね、誤解とかいろいろな重なってね。そやから、誤解を受けないようにされるほうがいいんじゃないかなと思って、今、言いにくいくことも言っているんですけどもね。そのようにしてもらったほうがいいかなと。もうきょうこのね、付託する言うてもどこへ付託するんやということもあるしね、なんか、その付託して議会の議論することによって、同じ共産党員の方と一緒にこうやるということはね、何か糾弾しているような形なるし、私はまあ、議論の場ですから、そういうことで糾弾闘争なんてそんなことしたくないので、これはもう配布にしておいてください。ただし、できたら、ちょうど委員長、共産党員の委員さんですから、そういうお願いをしたいなと思うんですがね。

辻委員がそうしたら自宅でっていうことを言っておられて、やはりこの職場で、町で、共産党の議員さんが赤旗の集金をしておられる、それを見た目に住民さんからの感情といったら、やはり好ましくないと思います。だからその点を、配布してもらったらそれでいいことだと。もちろん政党機関紙をね、弾圧するようなそういう結果には持っていくのは、これは絶対だめなんですからね。その点もちょっと踏まえてね、これが出てきたということで、ちょっと改善してもらえたならありがたいんやけど。どうなんですかね。

委員長 そうしたご意見はね、お聞きしたということで、ちょっと今すぐどう

しますっていうふうな、あながち、体制的にちょっと難しいところもありますので、そういうご意見をお聞きしたということで、ちょっととどめておいていただけだとありがたいなと。 伴委員。

伴委員 委員長が体制的っていう表現をされてますけど、それは人的な体制でいう考え方でええわけでんな。

委員長 あまり組織のこと、ちょっとと言えませんので。
ご意見はお聞きしたので、できる限りですね、町民さんに誤解のない
ような形にはしていきたいなと思います。 飯高委員。

飯高委員 今、小野委員言われたような内容でもいいかなと思います。確かにこ
この新聞にも書いていますように、「市役所内で勧誘や配布、集金が行
われており、市議の立場」、これまあ、この新聞ですから、「市議の立
場を利用した「心理的強制」にあたる可能性もある」ということでね、
これは特にこの出されている地域においてはどういう状況かわかりま
せんけども、当町においてはこういうこともまあそないないかなとは思
います。ただ、人によってはちょっと残念ながら強制的に思われるとか
するとやっぱり、こっちはそうでもないのに、その心理の状況が見えま
せんのでね。だからどうしてもそれを誤解を生む形になっているからこ
ういう形になるということでも、さっき小野委員さんも懸念されている
わけですから、これに対してもやはり、今、体制的にうんぬんとあります
けども、やっぱり今後将来においても推進されるわけですから、ちゃん
と読んでいただいて、それはそれで別に結構やと思うんです。ただ、
誤解を生んだままでそういうふうにすると、将来においてマイナスにな
るんかなということで、そういう形の中でその体制、誤解のないような
体制をどうしていくのかということも、今後問われている1つの問題じ
ゃないかなということで、1点だけお話しておきます。

これはもう配布にとどめておいてよろしいです。

委員長 暫時休憩します。

(午前 9時 29分 休憩)

(午前 9時 49分 再開)

委員長

それでは、再開いたします。

そうしましたら、皆さんのご意見をいろいろお聞きしまして、2点目と3点目、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情と、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する決議を求める陳情については、議員に配布をさせていただくということでまとめさせていただきたいと思います。

そうしましたら4点目の、子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し窓口無料とすることを県に求める意見書提出の要望について、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。 伴委員。

伴委員

これ確か、これも、これも言うたら失礼ですけど、委員長が一般質問された内容とリンクしているように思うんですね。確かに前の議会でしたかな、最近やったと思いますねん。そこで一定の、これ、理事者からの答弁があったと思うんですね。その中でまたこれ意見書が出てきていると。せやから結局もしこれをこう思っておられるんであれば、これは議員発議かなんかでされていくほうがいいんじゃないかと、私自身は正直言うてこれ、まあ言えば多分同じような回答が近々にあったわけですから、私自身はこれもう、委員会付託でないほうがいいんじゃないかと、私は思っています。

委員長

団体さんが出していくていただいているものということで、私は私の考えでもって質問をね、させていただいていまして、これ県のほうに意見書あげてほしいっていう陳情、要望ですかね、になりますので、伴委員の意見としては、一応配布でっていうことでお聞きしておきます。

ほか。 辻委員。

辻委員	<p>私も担当の常任委員会させてもうている。1点、2点、3点あるの、これ、1点目についてはこれはいろいろ町も助かることですので、まあこういうことはええと思う。</p> <p>2点目については、町も答弁されていますので、審議するのに、また分けて審議なりせんなんあかんنっていうのは気もします。その委員会でこれどういうふうにまとめるのかっていうてもなかなか難しいような気もする。前に、前回やった保育所、あれ2つに分けてこうさせてもらったような格好になるのか、その辺また委員会からいろいろありますけども、できたら配布でしてもうといて、ちょっとこう。どういうふうに審議していくばいいのかなと。なかなか難しいような気もします。</p>
	<p>2点目は、前に、12月議会やったかな、木澤議員の一般質問されています中でもう町長が、町が答弁されていますし、まあ医師会の関係もいろいろ難しい問題もあるということもありますので、この辺、町独自でいけるのかどうかもあるし。町が県に要望して県から医師会にこういう、どこまで県でもいけるのかいうことも、いろいろこうありますので、なかなかちょっと難しいかな、審議するの難しいかなという気もしますので、今、伴委員言わるよう、できたら配布にしておいてもうたほうがええのかなというような気も。</p>
委員長	ほかの委員さん、いかがでしょうか。 小野委員。
小野委員	今、委員長、これは県への意見書提出の要望だと。今までの議論していなかった、ちょっと県へっていう提出の要望というのが入る。だから今、辻委員おっしゃるように、県へ町議会、同じ地方自治体のね、国へ意見書出せというんだったらね、住民からのそれをいろいろ議論して審議してもいいと思うけれども、同じ地方自治体の中で、県へ意見書出すと、県工事とか県のそういうものだったら意見書も出していくことも可能かなと思うんですが。県、ああ、これはあれやねんな、答弁の中で、町の答弁の中で、やはり医師会との関係もあるといって、斑鳩町だけではやってもそれは不可能やという、不可能ちゅうかね、できないということとして、だから、その辺の議論を踏まえて、県のほうでやってく

れと、そこから出してくれということ。

委員長 今、償還払い制度、自動償還払い制度になっているのが、なかなか町単独でこれを現物給付していくっていうのが難しいと。それを奈良県全体でやってもらえるとやりやすいですよっていうことから、町のほうからも県にそういうこれをあげてもうてると思いますし、やっぱり斑鳩の町議会からも住民の声としてあげてほしいっていうことやと思うんです。まあ私、この文を読むとね。だから、町単独で、私質問したときに部長答えてたのが、やっぱり町単独で全県の医師会と調整して制度を統一するっていうことが非常に難しいと。それで、ここに書いていますように、近畿でももう現物給付になっていないのが奈良県だけやということで、奈良県が足踏み出して調整をしてくれたらこの現物給付制度が実現できるんじゃないかなということで、思いであげてきてはるのかなというふうに思うんです。 伴委員。

伴委員 心配しているのが、ペナルティの話があったと思うんですね。結局ただそれだけでなく、非常にほかのところにデメリット、また町としてもデメリットになる。これまあ県であれば、そういう町にはデメリット全くこないというものなんですか。ちょっとこの辺勉強不足でわかりませんねんけど、このせやけど意見書出すに当たって大きな要素になりますので、もし知っておられるのであれば教えてください。

委員長 ペナルティはきますね。だから自動償還払いを現物給付にするっていうと、国はペナルティかけてきます、町に。ただ、それを県にかぶってほしいというところになると思うんです。 小野委員。

小野委員 議運ですのでね、配布するのか付託するのかっていうことに絞っていてね、今まあいろいろな意見も出ているし、一般質問での答弁のこと、私もあまり理解できていないしね、もう一度ね、そうしたら担当常任委員会へね、付託してもらって、そこで委員さんらで議論してもらつて、その結果が意見書出すのか出さないのか、これはもうそこにあれや

し。そういうことで1回、どうやろう、付託してもらったら。厚生の副委員長やな、厚生委員長いてないな、ここにはな。厚生の副委員長が首横に振ってるねけど、どうやろな。私はそうして。

委員長 暫時休憩します。

(午前 9時58分 休憩)

(午前 9時59分 再開)

委員長 再開いたします。 伴委員。

伴委員 いろいろとこう、引っかかって。最初、まあ、配布でいいかなと思っておりましたが、やっぱりこう、ちょっと厚生委員会のほうで付託してもらって議論するのも、やっぱり医療のことですので、そういうふうにちょっとと考えを変えましたので、それでお願いしたいと思います。

委員長 辻委員。

辻委員 私も、配布でいろいろこう言いましたけど、厚生常任委員会へ付託ということで。

委員長 今、それぞれ付託というご意見いただきましたけど、そういう方向でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し窓口無料とすることを県に求める意見書提出の要望につきましては、厚生常任委員会に付託ということでまとめさせていただきたいと思います。

そうしたら、陳情等の取扱いについては、以上で終わらせていただき

ます。

あと、総務部長のほうから何か報告しておくことはござりますか。

乾総務部長。

総務部長 それでは、私のほうから2点、ちょっとお願ひがございますので、報告をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、第2回の定例会の関係でございますけれども、6月6日の金曜日の一般質問の日でございますけれども、午後から町長が出席しなければならない会議がちょっと入りましたものですから、できましたら、一般質問の順序につきましてご配慮いただけたらなと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

2点目でございますけれども、夏のエコスタイルの関係でございます。これにつきましては、既に5月21日付けの文書で議長様にお願いをしておりますけれども、本年度は6月1日から10月31日までの5か月間の適正冷房の徹底と、それから暑さをしのぎやすい軽装の励行ということで実施をさせていただきたいと思いますので、議会におかれましても、ご理解とご協力を願いを申しあげたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

以上、2点でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ただいま総務部長から報告のありました2点について、委員の皆さんのはうで何かご意見ございますか。

(な し)

委員長 そうしましたら、町長が6月6日金曜日の午後、一般質問の2日目ですけども、不在になるということですが、それは議会としても配慮するということで確認をしておきたいと思います。

さらに、議場でのエコスタイルについては、町と同じように実施をしていただきたいと思いますので、議長のはうで、取り計らいのほう、お願ひしておきます。

(「これ、もうちょっと早よならへんの」と呼ぶ者あり)

委員長 暫時休憩します。

(午前 10時 3分 休憩)

(午前 10時 4分 再開)

委員長 再開いたします。 中西議長。

議長 このエコスタイルの関係ですねんけども、今、6月1日からということで報告受けましてんけど、議会のほうとしてもやっぱり事前委員会のその関係もありますし、できればちょっとその期間をもう少し早めに設定してもらうということで考えてもらいたいなと思います。

委員長 乾総務部長。

総務部長 ただいまおっしゃっていただきましたように、県の関係とか国の関係については5月からということで実施をされておられますので、町といったましては、今年は6月からということでございましたけども、ちょっと来年からにつきましてはちょっとまた検討させていただいて、できる限り合わすような形でさせていただければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 そうしましたら、総務部長にはほかの公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。
ご苦労さまでした。

	暫時休憩します。
	(午前 10時 5分 休憩)
	(午前 10時 5分 再開)
委員長	再開いたします。 10時20分まで休憩いたします。
	(午前10時 5分 休憩)
	(午前10時20分 再開)
委員長	それでは、再開いたします。 次に、2. その他についてを議題といたします。 委員皆さんのはうから何かありましたらお受けしたいと思いますが、 ございますでしょうか。 小林委員。
小林委員	住民懇談会の住民さん側からの申し込み状況について、ちょっと教えていただきたいと思います。
委員長	寺田議会事務局長。
議会事務 局長	今現在、ございません。
小林委員	議会と住民とのつながりというか、住民懇談会をより積極的にという観点からまたちょっといろいろと考えさせていただきまして、またお願いをさせていただくことがあるかもしれません、また検討させていただきます。
委員長	去年、議会運営委員会として住民懇談会を積極的にやっていこうということで要領としてまとめさせていただきまして、5月の議会だよりと町のホームページで今お知らせはさせていただいているけども、積極

的に、当初もなかなか申し込みはないんじゃないかなということで、それぞれ委員の皆さんの方でも団体さんの方にまた声をかけていただきなりして、やっぱり議会との懇談というのを積極的に進めていくべきかなというふうには思いますので、今、小林委員からご意見いただきましたけども、議会運営委員会としても積極的にそういう方向で進めていくということで確認をしておきたいと思います。

ほかに。 小野委員。

小野委員 今のに関連してなんですがね、昨年1年間、委員長として私からの提案で4つの項目についてね、一応まとめさせてもらいました。そのうちの1つが住民懇談会なんですがね、要領を作って。そのほかにもね、常任委員会での勉強会とかね、それらを積極的にやると。前年度の委員会の中でのまとめとしては、その常任委員会に所属している当時の議運のメンバーがね、積極的にそれらの委員長をされるときにはということをみんな確認したと思うんです。前回に議運の委員であった宮崎委員が建水の委員長、それから小林委員が総務の委員長。委員長にも就任していますし、厚生委員長さんはままですけど、副委員長もこの議運に参加してもうてますし、積極的に今年度は常任委員会でのテーマを設けてそれをやっていくと。いろいろなテーマあると思うんです。教育の問題についても今盛んに国の方でも動いていますし、それらのテーマで勉強会をやってもらいたいと。議運ももちろんそうなんです。議運の委員、委員長として、やっぱり議会運営についても勉強会を開催して。

それからもちろんその住民懇談会についても、まあ私は当初議長に、各総会等いろいろな集会では必ずそれを挨拶に入れてくださいと。行ったら自治連合会とのときには確かに言うてもうたけど、その後は何も言葉でないような気がするんですがね。やはり、ああして議会だよりに載せても、どういうことかわからないんやと。聞きにいくまでもないというようなこともあるんです。私は小さな総会などに行ったときは、議員に勉強させてくださいと。だから、グループ組んでください、どんなグループでも結構ですと。それで、事務局へ申し入れをしてくださいと。だけどなかなか申し入れもしてくれていない、今の状況でね。だけども

っとね、議会運営、当時のもいますし、新たに参加してもらっている人もいますし、当然そのことは認識してもらっているということでね、議運のメンバーとしては特に住民懇談会、1つでもできるように努力してもらいたいということでね、また、委員長としてのね、委員長報告で、委員会全体としてこう思っていますので議員皆さんに理解してもらって協力してもらいたい、そのようにちょっとぜひとも言ってもらいたいし、なにか、作っただけで何も動いていない、同じことやということになら、やはりせっかくそうして委員長引き受けてもうてるけど、立場として、私はちょっと好ましくないんじやないかなと、そのように思いますので。ぜひとも前年度で一応議論してまとめたものを、継続をね、この委員会でも宣言してもらって、実のあるものにやってもらいたいと、そのように思いますねんけど、どうですかね、委員長。

委員長

私も昨年度メンバーの1人として4つの項目についてまとめをさせていただいて、基本的には、メンバーは変わりましたけども、前年度でまとめたことをきっちりやっぱり実のあるものにしていくという立場でここでも確認をさせていただきたいと思いますし、また、委員長報告を通じて全員協議会の場で全議員の皆さんにそのこともきっちと伝えて、議会全体として資質向上を目指すということは継続して行っていくということで確認をしていきたいなというふうに思います。 小野委員。

小野委員

それと、前年度に閉会中の委員会のあり方ということで1つの成果というか、3月議会から事前の委員会の中で提出予定議案は割愛するということで、今回の6月議会で2回目なんです。そのことについてもね、やはりいつも検証していくって改善すべきところは改善していかなければいけないのかなと。やってあって、なんか1年ぐらいやらなそんな検証してもというんじやなくてね、やっぱり検証は毎回毎回やっていくて、どうやろうと。不都合が生じてたらそれは必ずね、議運からも提案してね、是正していくべきだと思います。

その中の1つとして、私はまあ委員長報告として懇談会という名前を

使いました。というのは、事前審議をしている場ではないということを明確にするために懇談会と。懇談会だから自由参加ではない。だけど、議員は責務というんですかね。事前のことを説明を受ける、質問できない。質問できないからもう自由やと、そういう問題ではない。そのためにこれを懇談会という形で議長に諮ってもらってから出してもらっている。その自覚を持ってね、出欠は自由というようなね、懇談会やったら、思っておられる議員がおられるかなとかね、そのように思うんですが、やはり事前にある程度知るということは審議を深めていける、そのためにはこれだけを浮き彫りにしたんですよね。それでこれだけの資料も出してもらっている。せやから、これは自由出席じゃないよということは、名前はこうやけど自由出席ではない、義務化、義務化はしていないけど議員としてのと。そういう言葉を私は全協でも話したと思うんですけどね。まあ、いろいろな事情があって今回、これはいつやったかな、5月19日も欠席者がおられたと思います。まあその中で、懇談会やからもうそれでええねんという考えは、私はちょっと問題あると思いますのでね。今、また皆さんにも再確認したい。懇談会という名前にはしてあるけど、これは義務付けられていると、そういうことも私は委員長としてね、そういうものですということでまた全議員さんに再確認してもらいたいなと、そのように思います。そのことについて、またほかの人の、議員さんの意見聞いてください。

委員長 今、小野委員からありました、事前の議案の説明会ですね、今、懇談会という名称で義務化をしているわけではないけどもやっぱり自覚的に出席をしていただくべきやというご意見ありますて、当初これを決めたときにもそういう確認はさせていただいてしていますけども、ほかの委員さんでこのことについて何かご意見ある方、いらっしゃいますかね。 辻委員。

辻議員 別に今小野委員言われる格好では認識はさせていただいております。やっぱりその辺は皆さんにそういうふうに認識してもらえるような格好で。認識しているのかなと思いますけど。まあ、あえて言われるほど

でもないかなというような気もしますけど。

ただ、ちょっとこう、話飛ぶかわからへんけども、今、一部の議員さんがもう全然こう来られていないということの中で、何で来はらへんのと、それで、来やへんでも同じように報酬もうてんねんやろとなってきたら、我々議員の立場としたらね、これはやっぱりちょっとやっぱり何か。我々職員でもそら休んだらお前給料泥棒かという、月給泥棒かというような感覚、ちょっとこう言葉おかしいねけど、まあそういう感覚も持たれることもありますし、職員時代でもやっぱり病気で休んでいたらやっぱり家、自宅でじっと療養しなはれとか入院とかして。まあ議会の開会中でもちょっとうろうろされているというて聞いていたらね、我々の立場としてこう、もありますので、その辺、我々議員でこういろいろな意見もあろうと思いますけども。本人も辛いかわからんけど、我々も被害者みたいな感じになりますので、その辺の対応。ちょっと今、離れた感じ。今、小野委員言わはったさかい、责任感どやとかね。そういう自覚を持ってもらうような格好でね、ちょっとその辺、これはどこから指導するのかわからへんけど、その辺の対応と、どういうふうにしたらええの、ちょっと、どういう仕方あるのかちょっとわからへんけど、その辺もちょっと一遍協議をしてほしいかなというような気もありますねんけど、そない言うたら。

委員長 小野委員。

小野委員 今、辻委員からちょっと、私が言い出したことでちょっと言うてもうてますけどね、私もそう思うんです。それで、そういう方がいるから、これは懇談会やから行かんでもええねんという議員さんを、いや、それは違いますよということをもう一度言ってもらいたい。いや、そうしたらこれ、懇談会という名称で自由にしてあるけどね、本来でしたら事前の委員会で各課報告事項やっていましたよ。だけどそれやったら審議されているということで、その委員会には出席しなかつたらやっぱり欠席届も出さなかん、委員長に報告してなかつたらあかん。懇談会には出席、欠席願みたいなのとつていいと思う。議長もその報告は懇談会

やからしていない、この前もね。そういうものではないですよということのね、懇談会って名称やけど義務化される。その中でずっと欠席されている人いるやんかと。だから、しかもこれは懇談会やから何も行かなくてええねんというような考え方の人、いないと思いますけど、そういう人が出てきたら困るので、もう一度委員長から全議員さんに報告してもらいたい、そない思います。誰もそんなん、これらは自分らのために懇談会という形で説明会をやってもうているという、ほとんど認識持つてはるねんけど、だけど、そういう人が出てきたら困るので、だから、そういう取扱いですよというね、ことでもう1回。私はまあこの懇談会をやるにつけて、今委員長が断言していたように、自分が委員長の立場で全委員に言いましたけども、だけどまあ、例の方が休んでおられるという。それならまあ、あの人が休んどんねんから、懇談会やし休んでもええやんか、予定がこれが早う言うてあっても予定を逆に入れてしまって、来ないということがあつたら困るのでということでね、ちょっと検証する中での1つの見方としてね、この際また委員長に再確認してもらいたい、そのように思います。

委員長 おっしゃるように、再度この懇談会ですね、事前の議案の説明会については、義務出席にはしていないけどもやっぱりきちっと議員として参加するべきものだということで再確認を、全協の場でも委員長報告の中できさせてもらいたいというのと、あとまあ、お一人、来られていない方にも、そのことは伝えるということはしようと思います。

ただまあ、今、問題にあげていただいているお一人の議員さんについては、この懇談会に留まらない状態なんで、そのことについてはまたちょっと別個の議論としてするべきかな、するというかもう別個の問題になってしまっているかなというふうに思います。再確認は再度させていただきたいと思います。

ほかに。 伴委員。

伴委員 最初小野委員がおっしゃった住民懇談会、1つ目のテーマの、それについてですけど、私も議長の代わりに各種団体のほうに、議長がどうし

ても出席できないときに出席させていただくときがあるんですが、やっぱり事前ちゅうかその前なんか、やっぱり同じ方がいろいろな、こう、入っておられることもあるんやと思いますけど、結構周知のほうがなされてきているかな。まあ広報もありますし、また議長がそういう形でスピーチで言うていただいていると。それで私としては、もっと細かい話を問われているちゅうか、質問されることが多いんですね。何人ぐらいやつたらよろしいんでつかとか。大勢で、やっぱりあんまり大勢ではちょっと難しいです、こっちの人数ちゅうか委員会のほうもありますんでと。そしてテーマを今ちょっと考えてますねんというような話も承りました。また、この6月議会に傍聴に一遍寄せてもらおうというような団体さんも。そしてちょっとその議会でいうものをちょっとこう見せてもらう、それからまたこう考えていきたいと。確かに、一般質問あたりでちょっとみんなで行こかというような話も。だから、その、じわっと。やっぱりどうしても時間かかるんですね、テーマとか、それで人選とか、その地域その地域の問題があって。だけど確実にそういう形でこう広まっていっているというのをちょっと感じておりますので、何らかの形が出てくるんじゃないかなと、私自身は思っております。

委員長 あせってやる必要もね、ないとは思いますんで、しっかりやっぱり実のあるものにしていけるような取り組みを。今、伴委員のほうからそういうふうに、住民さんの意識の中で広がりつつあるというふうに確認できましたので、そのことも認識しながら進めていきたいなと思います。

ほかに、委員の皆さんのはうで何かございますか。 飯高委員。

飯高委員 私のほうから1点なんんですけども、特別委員会の委員の選任のことについてなんですけど、今回は水道決算特別委員会ということで、各常任委員会から2名ないし1名ということで選出されたわけですけども、今までからこの議会の先例と慣例の中においては、例えばその中に政党の方がおられたら配慮するということで、僕もちょっと誤解していたんですけども、特別委員会については、その政党に配慮するということで、まあ、なっていなかつたんです。だけども、今までからは政党のほうから

1名だけということで皆さんも認識されていると思うんですけども、実際に明文化されていないんですね。議運については、その議運のメンバーについては政党は配慮するということで書いてありますけども、特別委員会の設置および委員の選任というところについては、実際にはその政党の配慮は書いていない。この際ですね、誤解されるのもあれでけども、きっちりと、政党に配慮するという文言をですね、議運の選任のところにも最後で書いてあります。「ただし、政党は配慮するものとする。」ということで書いてありますので、この文言をですね、この特別委員会の設置および委員の選任の最後のほうにね、つけていただいたら、ちゃんとした選任の仕方が行われるんじゃないかなということで、思いましたので、提案ですけども、いかがでしょうか。

委員長

飯高委員から今、提案いただきまして、今回水道決算特別委員会のメンバーさんを選出する際にも、それぞれまあ、これまで先例と慣例ということで政党に配慮はしていただいている状況はありましたけども、それぞれ文言整理がされておりませんでして、それぞれの議員さんで認識がちょっとずつ違ったという点もありましたので、この際きっちと整理をしようということで問題提起をいただいたというふうに思うんです。

文言の整理はできるならばしていきたいなというふうに思いますが、文言として整理をしていくのに、細かいところまでなかなか書ききれないというのはあると思うんです。ですから、応用のきくような形での文言整理になっていくかなというふうに思うんですが、それぞれの認識は少し統一しておいたほうがいいのかなと、議会運営委員会として。ですので、できましたら、この特別委員会、議会運営委員会のメンバーを構成する際に、政党は配慮するというふうな文言の中で、これまでそれぞれの委員さんがどういう認識で持っておられたのかというのをちょっとお聞きさせていただいて、それで最後ちょっとまとめられるものやつたらまとめて、議会運営委員会として議論をしてそういう確認をしたということで残しておきたいなというふうに思うんですが。

できましたら皆さん、各議会運営委員会と特別委員会の選出に当たって「政党は配慮するものとする」という文言ありますが、それぞれどう

いう認識をお持ちだったのかというのをちょっとお聞かせいただければなというふうに思うんです。 小野委員。

小野委員 今、先例と慣例ということで、その11番目ですね、議会運営委員の選任というところに、「構成する。」と。「ただし、政党は配慮するものとする。」ということで、以前からこういう具合に決まっております。これはまあ、議会運営委員会というのはやはり会派ごとの議論、運営するときの会派ということで、やっぱり政党の方の、まあゼロであつたらいかんということで「配慮する」というようにここには明文化してあるんだと、私はそういう認識でずっとおります。議会運営委員、こういう町議会では会派というものはほとんどないし、会派ごとの選任候補じゃなくて、1つの、今まで自治法で1つしか常任委員会に参加できなかつたときは、まあ委員長できるだけ入ってくるよう、今の先ほどの話やけど、そういうような配慮はしていたこともあります。今は複数ですので、どこから来るかわからへんし、その方が委員長であるのか、それとも同じように2つの、所属していますから、まあいろいろなことも話できますので、別に委員長に議運の委員になってもらいたいとかそういうことは配慮する必要もないかなと。

そうしたところで、この「ただし、政党は配慮する」という文言については、私の認識では、ゼロであつたらあかんと。まあ、今、共産党の議員さんが2人、それから公明党の議員さんが1人。そうしたところで、そうしたら共産党の議員さんが2人そういう議運に入ってもらったら困るというのは、まあ、そちらのほうに傾いていく可能性があるから困ると思うんですが、どうしても議運のメンバーがない、足らない、希望者がいてないという場合は、2人おられる政党もその委員会に所属されても、私はもうやむを得ないと。ただし、ゼロにするということはやはりこの文言からはできないものだと。

今までではまあ、複数の政党の議員さんにこの議運とかそれから特別委員会に参加してもらうのはいかんような感じもしていたことは事実なんです。今までそういう前例がないということですね。だけど、まあ、希望者がいてなかつたらやむを得ないと、欠員でいかれないということ

認識していかなければいけないかなと思っています。

それと、先ほど副委員長がおっしゃっている、特別委員会にはそういう文言はないんです。だけど、なぜないのかということについてもね、多分、多分ですねけど、今までその議運のそのただし書きを援用して特別委員を選任していたんじゃないかなと思います。だから、今回そうして、まあ副委員長からもそうして明文化しておくほうが、まあ将来の運営について誤解がないんじゃないかなということもおっしゃっていますし、同じ文言をそこへ入れて同じ解釈ということでまとめてもらえたなら、それで私はええんかなと思います。

委員長 ほかの委員さんはいかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 今、私も、そういう文言を入れてやっぱり誤解のないような格好でしていくほうが、今後、こういろいろ変わりますので、その辺も含む中でやっぱりちょっと文言を入れてはと思います？。

委員長 伴委員。

伴委員 私の認識であれば、結局はお2人出されている場合などは、意外とこうすっきりと、1名入られて、2名はまあできるだけ入られんようにしてるねんなというように思っております。ただ、1名だけの場合でしたら、逆に言えばなんか充て職みたいな感じになってしまふんかなと。この場合はちょっとまた、ちょっと違うんかなと。ただ、どっちかというと、複数入られないようにされているんかなというような認識を私自身は持っておったんですが。

委員長 小野委員。

小野委員 伴委員がそういうふうにおっしゃられるねんけども、例えば1名の、まあこれ、名指しで申しわけないけど、公明党の議員さん1名ですので。だけど、その公明党の議員さんが希望されなかつたらね、別に議運なり

特別委員会にも、希望されない人に、これ1名必ず行かんなんからというて、それこそ充て職みたいにね、そういう判断するのは、私は公平ではないと、そのように思いますので、逆に、先ほど私が述べたようにね、配慮するということは、希望しているのにだめやというようなことだけはしないと、それが配慮だと思います。

複数の、共産党の議員さんお2人おられます。だからその方がまあ2人とも希望してもらって、ほかで政党に所属していない人間が希望していてオーバーするんだったら遠慮してくださいよ、2名おられるから。それで、みんな希望する者がたくさんいて、そうしたら公明党さんのほうもお1人来てはるけどちょっと遠慮してくださいというの、これは配慮ということでみんなで協議したらしいことだと思います。

どうしてもやっぱり政党として参加したいという意思があるんだつたら、私は配慮して、それで、充て職でもない、それが配慮という言葉じやないのかなとまあ理解しておるんやけど。こういう言葉でね、きっとね、1名は必ず入ってもらうと言うたらまた、公明党さんが、いや、もうこの特別委員会は入らんでもいいねんとおっしゃっているのに無理やり入れてくるということになつたら、これは配慮したことにならないんじゃないかなと、そのように思うねけど。公明党さん、どうですか、その手の話は。

委員長 飯高委員。

飯高委員 特別委員会で政党が、自分が入る、入らないというのが、それはもう自分の意思で当然決定するものであって、入れと言われて入るものじゃないと、これはもう原則思います。

今回の場合は、特にやっぱり政党側のほうからこういった議運の中でも配慮していただいて、なおかつ今提案させていただいたことに対しては、本当に政党としてはありがとうございますし、ただ、今までから共産党さんお2人いてはりまして、今回の水道決算におきましては、建水では木澤議員、そして厚生では、お諮りされたと思うんですけど、そのときはなかなか出てこなかつた、ほかの委員さんが、それなら私が行きま

しょうかという。それはもう自然でいいとは思います。だから、結局は政党に配慮するという形は、そういった流れの中で自然に入っていくと。それでまた、共産党は2人を、今回は政党は配慮するということでも、2人以上ということで思っておられるんですけども、そうしたら2人ということには、共産党は思っておられないで、1人をということで思っておられるんで、そういう形の中で今回するという文言でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長

私も政党を公認で出させていただいている議員として、まず、この斑鳩町議会で配慮していただいていることに非常に感謝しております。

今までの議論の中でもありましたように、希望者が多い場合については、当然1人入れていただいているので遠慮させていただくということで、そういうルールだなというふうに思ってはさせていただいています。希望者が少ない場合に、いや、委員構成するのに行ってもかまへんよというふうにおっしゃっていただいた場合には、行かせていただくのは、ルール上として特に規制もできないのかなというふうに思います。

今回整理をさせていただくのに、あともう1つ、常任委員会の構成についてですね。うちの党のことで申しわけないんですけど、2名いてて、できるだけ違う委員会に所属をさせていただく、まあいつもそういうふうに配慮はしていただいているけども、できればその常任委員会についても政党を配慮するという文言入れておいていただけると、それはだから、それぞれの常任委員会にできるだけ散って1名ずつ入るということをご配慮いただけたとありがたいなと。

小野委員。

小野委員

そういう問題も含めてね、やはりそれはもう、委員会条例のほうに入ってくるのか、先例に入ってくるのかも。

それで、来年度、選挙は定数も13名になっていますし、どっちみち委員会条例、会議規則等もこの議会運営委員会でね、今年度中にきちっと固めやなあかんのです。それらのことも、議長から諮問してもらうの

か、委員長からこれらの検討していくということ、それできょうのところはそういう具合にしてもらって、次回から継続して1つずつもう一度チェックしていく。どっちみち定数条例がね、この施行される来年度からは、これらのこと全部洗い直さないかんので、それも、そういうことも含めて検討して、最終的に3月議会に条例改正、会議規則の改正、それから先例、これも。一応これも議会に報告してるんかな。議会の議決事項じゃないねんね。だけど、議決事項やないけど議会で報告か何かしてもうてると思うし、そこまでこの1年間でね、やっていかなければいけないと思いますので、継続審議としてね、議会運営の、それをうたっていってもらいたいと、そのように思いますので、また1つずつ皆さんでいい知恵絞っていいものにしていかなければいけないと思いますので、お願ひします。委員長からそれを言ってください。お願ひします。

委員長

今、小野委員から意見いただきましたように、きょうこういう形で問題提起していただきまして、今後、次の改選、選挙に向けて委員会構成の整理もしていかなければいけないので、その中できちっと文言の整理もあわせてしていくということで、きょうは方向性だけ確認しておきたいというふうに思います。

そうしたら、このテーマについては、この議論は以上でよろしいでしょうかね。

そうしたら、そのほかに、委員皆さんのはうで何かご意見等ござりますか。 辻委員。

辻委員

総務委員長もおられますけども、以前厚生のはうでこの北庁舎の関係で、黎明保育園かな、に無償譲渡というような話ありまして、それで、厚生だけですか、財産の処分とかなりますので総務委員会なるのか。ただ、聞いたら、ここにあった書類をNTTへ預けたり、それでそこの倉庫も整理したいというような感じも聞いていますので。ただ、これだけやったら厚生でいろいろなこともできますので、その辺の審議の方法がね、どうなるのかなというのがちょっとこう、思っていますので。この間の説明では、この庁舎だけの、北庁舎だけの話されていました。

聞くところによると、やっぱりこっちの倉庫もいろいろな整理したいという内容もありますので、一括でなるのか、もう分割でなるのか、その辺の審議の仕方と、それと、一番大きいのは財産の処分とかなりますので、その辺の、というより議決の問題になりますので、その辺の。ただ、厚生常任委員会だけでしてええのかどうか、その辺ちょっとこう、どうかなというのが。

委員長 小野委員。

小野委員 財産の処分と言っているのかな。何年間かは使用貸借、無償貸借でいいって、ある程度軌道に乗ったときにはという。

(「それは土地の」と呼ぶ者あり)

小野委員 土地か。建物は。

(「無償譲渡」と呼ぶ者あり)

小野委員 所有権移転する。その話だったらやっぱりね、総務のほうにも。総務のほうでは何も報告なかったね。

(「まだ議論が向こうのほうでできていないような」と呼ぶ者あり)

小野委員 ああ、そう。せやからか。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時 5分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

今、厚生の副委員長の辻委員のほうから、今度町が無償譲渡しようとしている北庁舎、それに伴って民間のほうで保育所運営の計画が進められていますが、今、この事前の委員会と6月定例会等で、厚生常任委員会で議論は始まっていますが、問題が大きいことから全議員にも説明はして意見を聞くべきではという提案をいただきましたので、議長のほうでちょっと理事者とも相談をしていただいて、議決の求められる9月議会までに、できればそういう形で全議員に説明していただく場を設定していただくということで、また調整をお願いしたいと思います。

そうしたら、この件につきましては以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしたら、それ以外に委員の皆さんから何かございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 そうしましたら、議長のほうから。 中西議長。

議長 この前の建水の委員会の中で、パークウェイの信号について、町長のほうからも議会からも要望あげてくれというような話出てましたので、その取り扱いについてどういう形にするか、もうそのままで建水のほうで意見をあげてもらうのか、その辺ちょっと取り決めだけしてもういたらと思います。

委員長 今、議長のほうから提案がありました、建設水道常任委員会の中で、パークウェイの整備された部分についての信号設置の要望を、町長のほうから、議会のほうからもあげてほしいという、逆に声もありまして、その方向を今議長のほうで、どういう形でしていくべきなのかということで、議運で1回議論したほうがいいやろうということで、今、提案い

	ただいているんですけども。 辻委員。
辻委員	大体の格好、農協の筋のところで信号っていう意味か。俺ちょっと建水来てないから、場所がわからへんから。
委員長	パークウェイの開通した区間で、信号設置の箇所はね、いくつか要望あがっているんです。建水のときに議論があったのは、ちょうど事故のあったところの信号を設置するべきじゃないかということなんですけども、それもどういう形で。4つの箇所、町が要望しているところ、そのまま意見書として4つ設置してくれっていうあげ方をするのか、それか1か所に絞ってあげるのか。そのやり方をまた、例えば建水であげるんやったら建水の委員さんで議論してもらうのがいいのかなと思いますけど、意見書をどういう形であげていくかということで、その中身については、また。 辻委員。
辻委員	要望って何箇所の要望かなって思ったら、ちょっと1箇所やったらもうあるのかなっていうような気もしていたから、その辺、4箇所ともするのか1箇所だけするのかというような。
委員長	小野委員。
小野委員	私はまあ、建水もいたし、町長からそういう答弁を引き出してきたうちの1人ですのでね。議会運営委員会でどうするというのは、建水の委員会で、委員長ともその後で話してはいたんですけどね、やっぱり建水で町長が議会からも決議なり要望を出してほしいと。まあ出していることは出しているんだという。だけど、やはりなかなか信号をつけるのは難しいという。住民からの要望もあるということも言っていると。だけど、そうしたら住民の代表である議会でね、それで出してもらったら。まあ、場所的には今、その4箇所も出しているということは、私はそのとき認識していなかったし、一番議論していたのが、田んぼ道と交差しているところ、事故のあったところやね。順番的に言うてもそれが一

一番緊急性があるんじゃないかなと私自身も思っていますし、それは、出し方としてやっぱり、常任委員会、建水の常任委員会で、町長がお願ひするということを言っているんですから、建水の常任委員会でね、建水の委員長から諮ってもらって、委員会で意見書提出と、最終日提出という形が私は一番自然で一番いいんじゃないかなと思います。その取り扱いは最終日に向けての議運でね、委員会発議ですからどうのこうのできないと思いますけど、そうして審議されるということでいいんじゃないかなと思います。

建水の委員長ともあの後、委員会発議をしていくべき違うかということで、委員長もそのつもりでいますのでね、ちょっと建水の委員会も見ておいてもらつたらいいかなと思います。

委員長 建設水道常任委員会の委員でもあります小野委員のほうから、建水のほうでそういうふうに委員長とも話ををしていただいているということで、担当する委員会のほうにお任せをするということで議運としても確認しておいていいですかね。

(異議なし)

委員長 そうしたら、それ以外の。
議長、1点でよかったです。
そうしたら、先。 寺田議会事務局長。

議会事務
局長 事務局のほうから2点、ご報告がございます。
まず1点目は、子ども模擬議会についてでございますが、本年におきましても、8月の12日火曜日に実施をしたいと教育委員会から話がございました。その前日の11日のリハーサルと合わせて2日間、議場を使用されることとなりますので、ご了承を賜りたいと思います。

それと2点目は、この2月の議会運営委員会でお話をさせていただいたと思いますが、長野県飯島町議会と交流の件ですが、これにつきましては、2年間隔で相互に訪問をするととの経緯がございますことから、本

年秋に斑鳩町へ訪問したい旨の連絡が先日ございました。日程調整をした結果、10月29日水曜日に訪問されることになりましたのであらかじめご報告をさせていただきます。また詳細がまとまりましたら改めてご報告・ご相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。以上でございます。

委員長 何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 もう1点、先ほどから議論の中にもありましたけども、改選に向けて委員会構成をどうするかということで、議運でも検討、議論していく必要があると思うんですが、形としては、議長から諮問をいただいて議論をしていくという形をとらせていただくのがいいのかなと思っているんですが、その点について、きょう委員の皆さんにお諮りして、次回から議論できるような体制をとっていきたいなと思っているんですけども、何かご意見ございますか。 小野委員。

小野委員 今の説明ではそういう打合せがうまくできてなかつたのか、えらい失礼な言い方やねんけど。

だから、私はどちらでもいいと思います。委員長から、ここの継続審議としてね、項目を設けて皆さんに諮ってもらって、継続審議としていきますのでと言うて議長にお願いしたらそれでいいことやし、諮問を受けてそれをするのも同じことやからね。だから、その形は一緒で、どちらにしてもそれはしなければいけない状態ですので。どういう項目になるのか知らんけどね、委員会構成についてという、委員会構成やったらちょっとあれやからね、だからやっぱり議員定数が削減されたことについてのね、こういう条例とか規則とかの整理と。せやからどんな言葉がええのかなと思いますねけどね。

だから、議長から諮問受けてそれを継続審議にしたという形をとられるのか、それから委員会でそういうことをするということで必要性があ

るということで委員長から宣言してもらって継続審議しますという、それを議長にお願いして、全協でこれを継続審議していますということを報告してもらって、それでいいのかな。継続審議は会議に諮らなかんねんな、最終的にはね。だから、継続審議でもいつもしているのは、最終日に各常任委員会もしているから、この開会中のときに、議運のときにその文言を決めてもらっておいたらそれでいいかなと思います。きょう文言決めるつちゅうのは困難やし、決めたところで初日に議運はこういうふうにして継続審議していますということはできないのでね、それでいいのかなと。諮問でやってもええねけど。

どうですか。局長のほうでのその流れとしての。

委員長 寺田議会事務局長。

議会事務
局長 今もおっしゃってもらいましたように、委員会条例第4条のところで、議長諮問でもいけますし、また言うてはる閉会中の継続審査打って、これとこれ、それで閉会中に審議しますという、どちらでもいいと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 どちらにしても、閉会中にそれができるようにするのは会議にかけんならんね。今は閉会中の委員会やから。その方向だけ確認、皆さんにしてもうておいて、開会中のときにきちっとしたそういうこと。そのときに議長から諮問を受けるのか、それからもう委員会からそうしてやっていくねんと、それはもうそちらで、よろしいですな、何しか継続してもらったら。

委員長 中西議長。

議長 新たに付け加えんなんのがあるとなればそういう形をとらなかんけど、ない、そのままの状態でいけるつちゅうんやったら、継続という

形でええのかなと思いますねんけど。

委員長 私も項目をね、委員会構成のみに絞っていいものなのかどうか。あと、委員の皆さんからこれもやっぱり継続して議論していくことでテーマにあげて諮問を受けたほうがいいと、そういうご意見もございましたら、今度そういうふうに整理させてもらおうと思いまして。

小野委員。

小野委員 委員会条例の13名ということで、今の定数をそのままスライドさせてね、それでも委員会の構成についてはやっぱり検討もう1回議運でしたという跡を残さないかんと思いますし、私はぜひとも会議規則の、何条やったかな、委員会中心主義と本会議中心主義の違いという、そこを皆さんに議論してもらってね、是正したいという、そういうこともやつていきたい、会議規則の改正も必要になっていると思う、そういう認識でいますので、先ほど言つたように全般の再チェック、その中に今の先例ということも出てくるやろうし、選任の仕方っちゅうね、そこもやはりもう一度みんなで同じようにやっていくのがやはり議運の務めではないかなと、そのように思いますので、その点も委員長、よろしくお願いしておきます。

委員長 そうしましたら、どういう文言にしていくのかとかいうことも含めて、こちらのほうでまた、ちょっと副委員長と議長とも相談をさせていただいて、継続審査を打つて議論していくようにしていきたいというふうに思いますので、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、ほかにございませんか。

(なし)

委員長

それでは、ほかにご意見もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前11時19分 閉会)